

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 1 月 6 日から 令和 8 年 1 1 月 1 6 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 1 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 2 5 日 午前 9 時 2 0 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 1 月 2 4 日から 令和 8 年 1 1 月 2 7 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 0 月 2 3 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 700, 000 10, 960, 000	一括	2, 740, 000	118, 922	26, 091
1	660, 000				
2	13, 040, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 | |
| | 地 番 | 5 1 番 6 7 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 0 8 . 1 1 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 5 1 番地 6 7 | |
| | 家屋 番号 | 5 1 番 6 7 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造樹脂シートぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 4 8 . 5 5 平方メートル |
| | | 2 階 | 4 5 . 9 1 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 |
| | 地 番 | 5 1 番 6 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 8 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 5 1 番地 6 7 |
| | 家屋 番号 | 5 1 番 6 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造樹脂シートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 5 5 平方メートル
2 階 4 5 . 9 1 平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 80001 号
令和 8 年 2 月 10 日受理
令和 8 年 4 月 15 日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 巨

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 | | |
| | 地 番 | 5 1 番 6 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 0 8 . 1 1 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 小樽市最上二丁目 5 1 番地 6 7 | | |
| | 家屋 番号 | 5 1 番 6 7 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造樹脂シートぶき 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 4 8 . 5 5 平方メートル | |
| | | 2 階 | 4 5 . 9 1 平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	小樽市最上2丁目16番28号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本土地の境界石等は確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 本土地の北西側に隣接する市道は、西側から北側に向かって低く急傾斜している。
- 3 敷地部分は概ね平坦と思われるが、北西側の市道付近及び北東側隣接地境界付近は法地となっており、北西側の市道付近側及び北東側隣接地境界付近側に向けて低く急傾斜している。

■ 物件2について

- 1 物件所有者A所有のスチール製仮設物置（約3.96㎡）が設置されている。
- 2 洗面脱衣所のクロスに穴が開いてる箇所がある。
- 3 本建物の屋根に物件所有者A所有のソーラーパネルが設置されている。

■ ソーラーパネルに関する物件所有者Aの陳述の要旨

- 1 ソーラーパネルは、家屋を建てた際に、家屋の施工会社が設置しています。
- 2 電気の売買契約はしていますが、具体的な内容は失念しています。冬期間の売買代金は0円ですが、雪が降らない時期は、毎月平均すると3千円ほどの売買代金の支払いを受けています。なお、売買契約書は紛失中のため、詳しい詳細は分かりません。
- 3 ソーラーパネルを設置した際の契約書については、住宅の契約書に記載されているか等は、契約書を紛失中のため分かりません。
- 4 ソーラーパネル代金及び設置費用は、本物件の購入費用に含まれています。
- 5 ソーラーパネルの設置状況は、施工会社（設置会社）より、梯子を使用して屋上になるべく登らないでくださいとの説明があり、屋上からソーラーパネルを見たことはないのですが、ソーラーパネルは容易に取り外しできるものではないと認識しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 2月13日 (金) 10:25-10:40	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影、連絡文書投函
8年 2月19日 (木) 11:00-11:10	物件所在地	占有関係調査、連絡文書投函
8年 3月 3日 (火) 11:00-11:05	物件所在地	占有関係調査、連絡文書投函
8年 4月10日 (金) 7:00- 8:40	物件所在地	インターホンによる呼び出し(7時、7時30分及び8時。いずれも応答なし。)、立入調査(8時5分より)、外部調査、写真撮影、評価人同行
8年 4月14日 (火) : : :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)

(特記事項)

■ 令和 8年 4月10日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

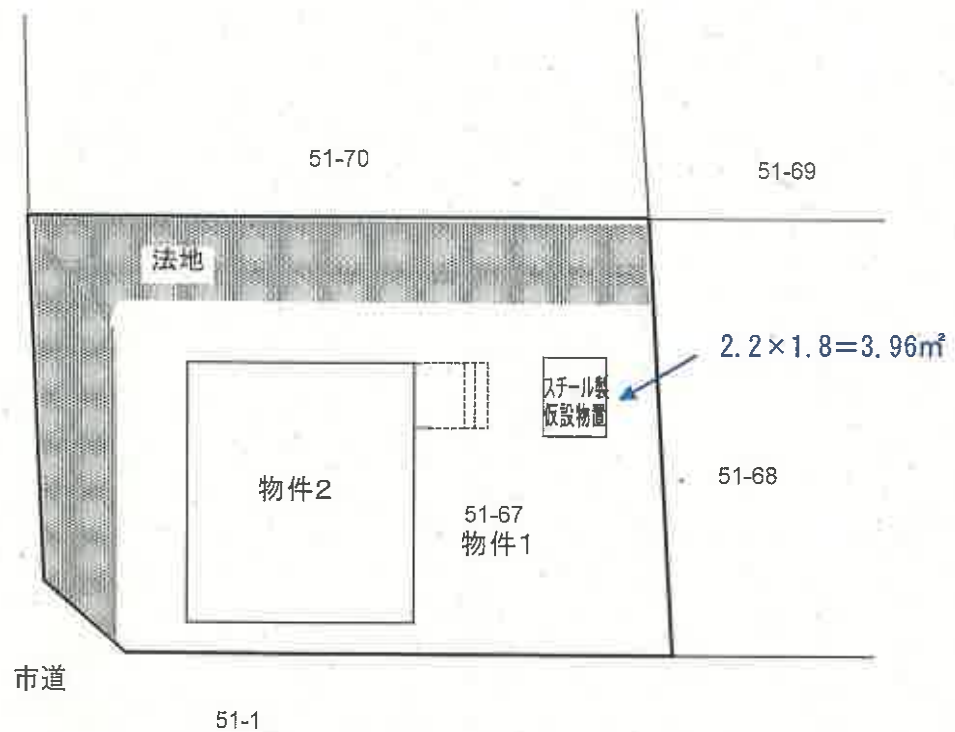
■ 令和 8年 4月10日
立入調査時に、債務者からの抵抗の可能性があるため、立会人Bを立ち会わせ、立入調査を行った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和8年(ケ)第80001号



(1:200)



土地建物位置関係図

これは概略図である

(1:100)



これは概略図である

(6 枚目)

全景



居間



台所



浴室



スチール製仮設物置



洗面脱衣所 クロスの状況



ソーラーパネル



令和8年（ケ）第 80001号
令和8年4月10日現地調査
令和8年4月21日評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
増 村 哲 史

第1 評価額

一括価格	
金 13,700,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 660,000 円
物件2（建物）	金 13,040,000 円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 地	小樽市最上二丁目 番 5 1 番 6 7 目 宅地 積 208.11m ²	概ね左に同じ。（但し、境界石は確認できなかったので、地積につき正確には実測を要する。）
2	所 在 地 地 地	小樽市最上二丁目 5 1 番地 6 7 家 屋 番 号 5 1 番 6 7 種 類 居宅 構 造 軽量鉄骨造樹脂シートぶき 2 階建 床 面 積 1 階 48.55m ² 2 階 45.91m ² (延 94.46m ²)	概ね左に同じ。
番号	特 記 事 項		
	な い		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「小樽」駅の南西方道路距離約 3.4 km、最寄り中央バス停留所「天狗山ロープウェイ」の北方道路距離約 250 m に位置する。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	中小規模の戸建一般住宅が多い既成住宅地域で、地勢は全体としては概ね北東向きの傾斜地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第 1 種低層住居専用地域 60 % 100 % 建築基準法第 22 条区域 宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域外、都市機能誘導区域外、景観計画区域
画 地 条 件	南西側間口約 15.2 m (隅切り約 3 m)、奥行約 12.1 m の略長方形地である。後記建物の敷地周辺は概ね平坦であるが、北西辺及び北東辺寄りは一り法地で、北東側隣接地より 2 m 程度高い。	
接 面 道 路 の 状 況	南西側が幅員約 8 m の舗装市道最上 2 丁目第 2 小路 (建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路) に概ね等高に、北西側が幅員約 6 m の舗装市道最上 2 丁目第 4 小路 (建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路) に概ね等高～ 2 m 程度高く接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件 2 の建物等の敷地として利用されている。 目的外建物 : なし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : あり 下 水 道 : あり	
特 記 事 項	①現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主たる建物
建 築 時 期 及 び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：令和3年9月15日新築 経 過 年 数：約 5 年 経済的残存耐用年数：約 40 年
仕 様	外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：木フローリング等 設 備：給・排水、台所、衛生（浴室・水洗トイレ）、暖房（都市ガスセントラル）、給湯（都市ガス）、電気設備等 そ の 他：太陽光発電設備
床 面 積（現 況）	現況床面積は約 94.46㎡（登記数量と同じ）
現 況 用 途 等	現 況 用 途：第3項目的物件欄記載のとおり 間 取 り：附属資料・建物間取図のとおり（4LDKの住宅）
品 等	中 位
保 守 管 理 の 状 態	全体に老朽化や汚損の程度は概ね経年相応である。洗面脱衣所の壁に穴があいている等保守管理状態はやや劣る。（詳細は現況調査報告書参照）
建 物 の 利 用 状 況	（現況調査報告書参照）
特 記 事 項	①本件建物の新築時には確認済証（令和3年8月18日、第ERI21029328号）及び検査済証（令和3年9月17日、第ERI21029328号）が交付されている。 ②スチール製仮設物置1個（約3.96㎡）がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,000	0.80	208.11	1.00	1,498,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の公示地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格との比準価格等を考量のうえ、標準価格を 9,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 0.80

(内訳) 角地：+5%、法地含む:-25%、計-20%

ウ 地 積： 208.11 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価： 1.00 特に減価を要しないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（仮設物置含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	330,000	94.46	0.65	20,262,000

ウ 現 価 率： 0.65

定額法を採用し、躯体割合45%（経済的残存耐用年数40年）、仕上設備割合55%（同15年）、観察減価率を20%と査定。

計算式： $((40年/45年) \times 0.45 + (15年/20年) \times (1-0.45)) \times (1-0.2) = 0.65$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	1,498,000	0.30	法定地上権	449,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1 (1) オ, 1 (2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2 ①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア±イ) ×ウ ×エ×オーカ
1	1, 498, 000	-449, 000		0. 90	0. 70	0	660, 000
2	20, 262, 000	+449, 000		1. 00		0. 90	0
一括価格 (合計)							13, 700, 000

ウ 占有減価修正：
修正を要しない。

エ 市場性修正：
当該傾斜地域における値嵩の既存住宅の市場性を勘案して査定した。

オ 競売市場修正：
第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して査定した。

カ その他の控除減価： ない

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（小樽－5）

所 在：小樽市最上1丁目13番48
「最上1－16－15」

価 格：15,700 円/㎡

位 置：JR函館本線小樽駅2.5km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：211 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南西15m市道

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%

地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ準幹線道路沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 1,171,659 円

物件2 8,291,600 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図（小樽市役所「白図」）

2 地図に準ずる図面写

3 地積測量図写

4 建物図面・各階平面図写

5 土地建物位置関係図

6 建物間取図

以 上

小樽
最寄駅

調査対象不特定

谷本橋

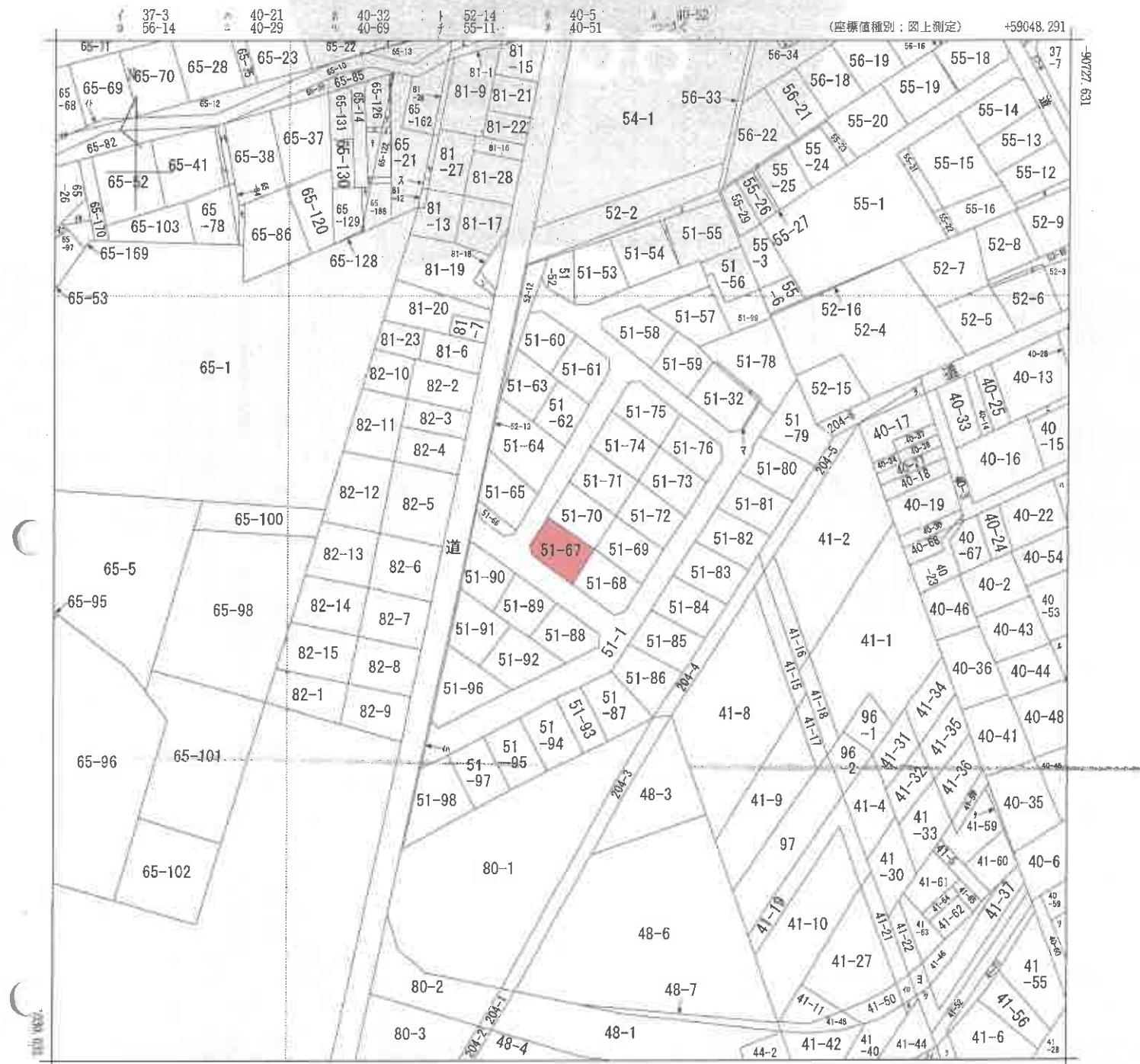
小樽工業
高等学校

小樽市立
中学校

小樽市役所白図

位置図

S=1:10,000



+58748.291 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 小樽市最上二丁目				地 番 51番67		
出 力 縮 尺	1/1200	精 度 区 分		座 標 系 又 是 番 号 記 号 X I	分 類 地図に準ずる図面	種 類	その他
作 成 年 月 日	大正13年9月			備 付 年 月 日 (原 図)		補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

令和7年12月12日

札幌法務局小樽支局

地図整理番号：M03151

登記官

登記年月日：昭和46年7月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月12日 札幌法務局小樽支局 登記官

46. 7. 29

51-1 ~ 51-82 ~ 51-98

地積測量図

小樽市最上ス丁目

147537

昭和46年7月22日
製作年月日

製作者

申請人

S46. 7. 29

(日本土地建物調査士会連合会用紙)

1/600

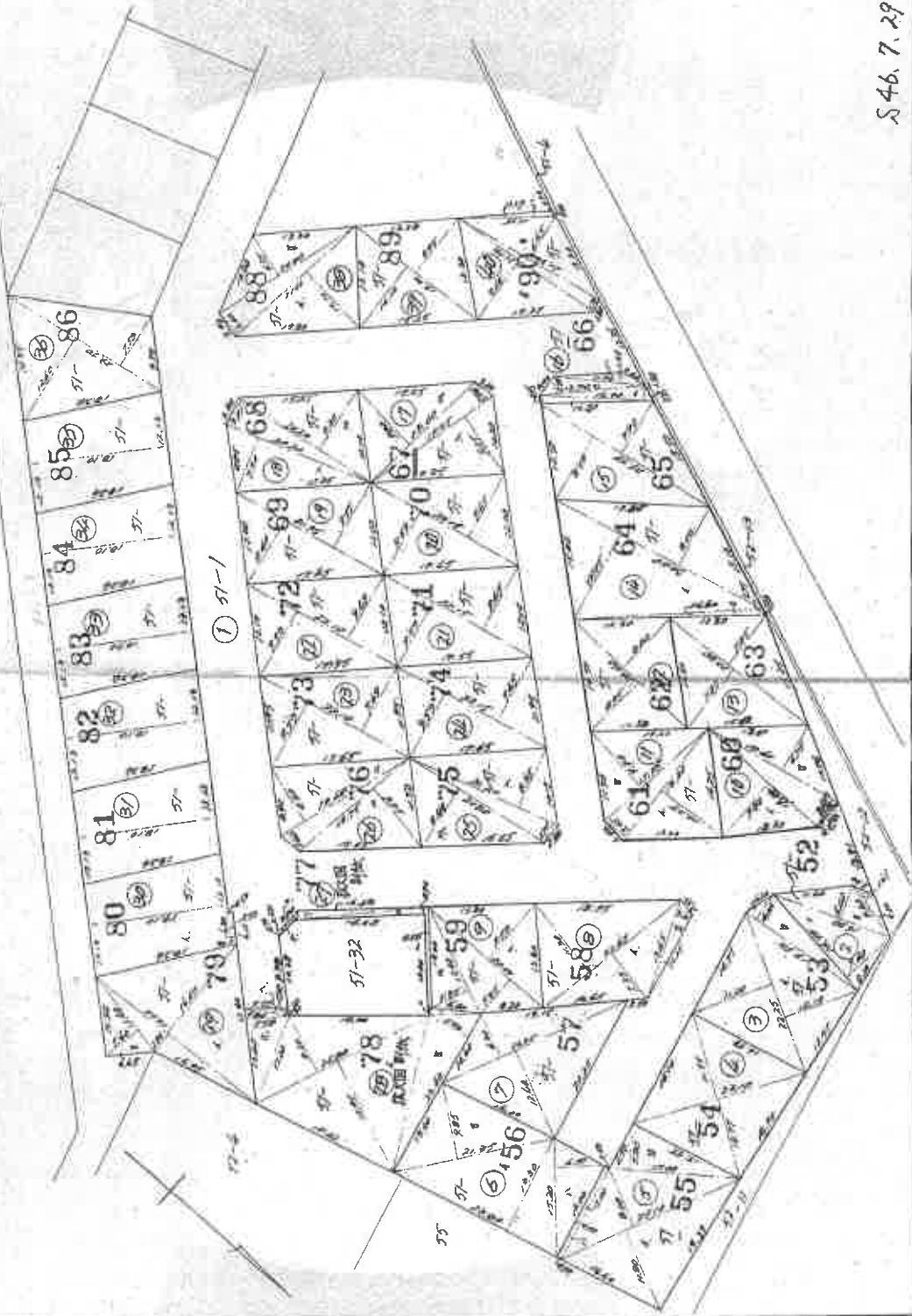
縮尺

地図整理番号：M03152

(1/4)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

(日測連9)



$\frac{3}{4}$

23.7585

1/

(日本土地房屋調查會連合會用紙)

S 46.7.29

地圖整理番号: M03152

本図面はA 3 版をA 4 版に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月12日 札幌法務局小樽支局

登記官

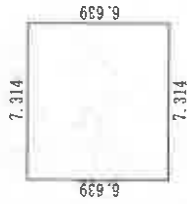
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月12日 札幌法務局小樽支局 登記官

各階平面図

建物図面

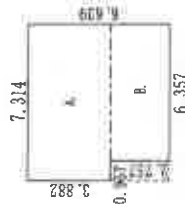
家屋番号	51-67
建物の所在	小樽市最上二丁目51番地67

1階平面図

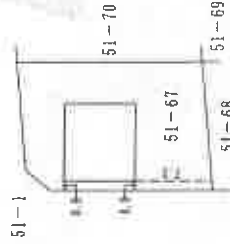


$7.314 \times 6.639 = 48.557646$

2階平面図



A. $7.314 \times 3.882 = 28.392948$
B. $6.357 \times 2.757 = 17.526249$
A+B = 45.919197



作成者

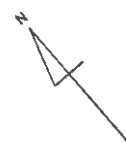
縮尺 1/250

申請人

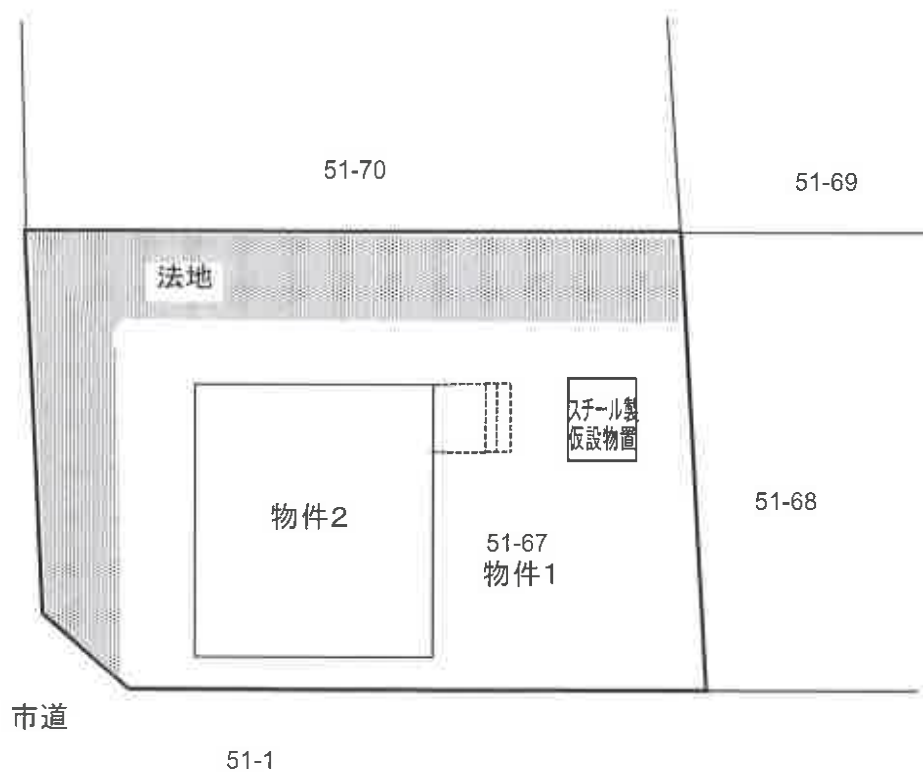
縮尺 1/500

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

令和8年(ケ)第80001号

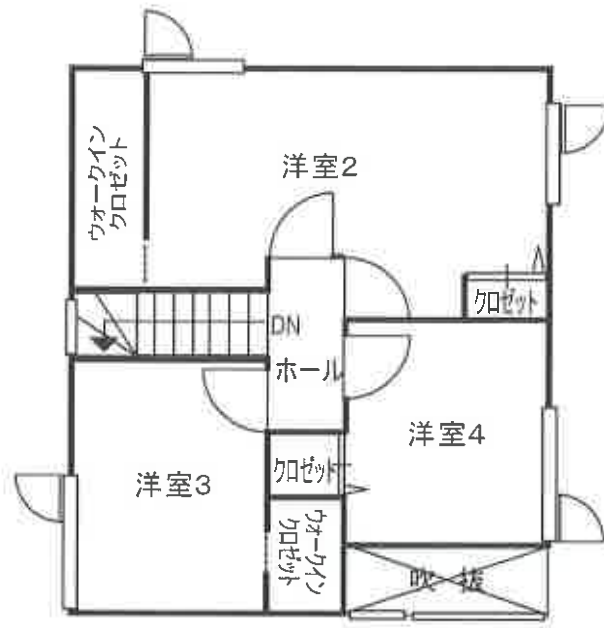
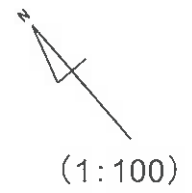


(1:200)



土地建物位置関係図

これは概略図である



2階



1階

建物間取図

これは概略図である